

法定外公共物使用許可申請について

1 法定外公共物

法定外公共物とは、市有土地における河川法が適用又は準用されない河川、市有土地における道路法が適用されない道路、市有土地における水路又は池沼、これらに掲げるものの付属物をいう。（法定外公共物管理条例第2条）

2 法定外公共物使用の具体例

合併浄化槽の排水管が水路内にかかる場合
給水管が横断する場合

3 法定外公共物使用許可の手續に要する書類

図面【案内図・公図・平面図・縦断図・横断図・構造図・写真・誓約書・合併浄化槽認定シート（合併浄化槽で放流の場合必要）等】

図面 2部提出すること

* 使用物件が、申請者の所有者ではない私有地へ入る場合には、土地所有者の工事施行同意書を提出すること。

* 合併浄化槽に関する補助金については、環境緑水課で確認すること。

* 合併浄化槽を設置後は、速やかに維持管理業者を定め、浄化槽設置管理届出書を環境緑水課へ提出すること。

一級河川は、直接県土整備事務所へ

入間第二用水土地改良区で管理する水路へ直接放流する場合、直接入間第二用水土地改良区へ

法定外公共物工事等施行許可申請について

1 法定外公共物工事の具体例

水路の整備等・U字溝布設・道路舗装工事・道路法面埋め立て工事等

2 法定外公共物工事等施行許可の手續に要する書類

図面【案内図・公図・平面図・縦断図・横断図・構造図・写真等】

図面 2部提出すること

一級河川は、直接県土整備事務所へ